

1. はじめに

平成16年4月1日から大学の独立法人化に伴い、危険物（消防法）の管理についての問題が浮上した。危険物は消防法による指定数量が決められており、指定数量の1/5を越えると市町村の消防署に届ける必要がでてくるため、むやみに建物の中に（研究室に）多量の危険物（実験に使用する溶媒、薬品等）を置くことが出来ず、決められた場所（建物）に収納することになる。改めて薬品の量および使用した廃液（危険物）について、特に使用後の廃液（危険物）および試薬（危険物と扱える物）の保管場所について施設部および労働安全衛生委員会が中心となって、新しい指定数量についても消防署との協議の結果、指定数量が決められた。排水処理センターは廃液等を取り扱う業務から吉田地区における「廃棄物貯蔵所の利用」の資料作りを手伝うことになった。これを機会に大学内の廃棄物貯蔵庫および薬品庫についてまとめてみた。

2. 大学の薬品庫および廃棄物貯蔵庫について

大学では、理科系の実験系を中心に多くの危険物（薬品等）を取り扱っている。学内では、山口大学毒劇物取扱要項に決められている。今回法人化に伴い一部見直しがあり、今まで曖昧だった保安監督者も任命され届出をする必要となった。大学内の薬品庫および廃棄物貯蔵庫の場所を吉田地区（図1）、常盤地区（図2）、小串地区（図3）を示す。新しく消防署によって決められた指定数量について、表1まとめた。吉田地区には、実験系の研究室および実験を行う設備のある理、教育、共通教育、農および農場があり、合計5カ所に分かれて薬品等を貯蔵し使用している。一部は建物を薬品庫と廃棄物貯蔵庫に分けて使用しているところもある。共通教育薬品庫（教育学部も使用）は薬品量が少ないことから保安監督者を必要としない。農学部および農場については、危険物資格の保有者が不在であることから資格者が揃うまでは排水処理センターから保安監督者を出すこととなり、4月1日を迎えることとなった。4月になって吉田地区では施設部および吉田地区の労働安全衛生委員により、廃棄物貯蔵庫（有機系廃液貯蔵庫）の有効利用をするために廃棄物貯蔵所の利用の申し合わせを作った。指定数量規制により研究室におけない廃液を危険物資格者の立ち会いの基に搬入できるようにした。工学部のある常盤地区では敷地の一部に薬品庫および廃棄物貯蔵庫の建物が設置されている（図2）。小串地区では2年前に、今まであった廃棄物集積庫が壊され解剖実習棟の一部を新しく改造して作られた。この時に、消防署と指定数量を新しく決めて現在に至っている。

3. おわりに

法人化に伴い、消防法に伴う危険物取扱の再確認および労働安全上の薬品の管理・作業環境の確認等々が行われた。その中の一つとして排水処理センターに関係する廃棄物貯蔵所の利用について見直しとなった届出前旧保安監督者は約30年前に廃棄物貯蔵所が建てられた人であり、既に保安監督者は退職されていた。法人化に伴い、危険物の有資格者が必要であることを改めて認識したこととなった。ほとんどの有資格者はこれまで個人負担で資格試験を受験、講習代金を負担していると聞いていることから、今後は有資格者の確保および資格のための試験・講習の経費についても考えていく必要がある。保安監督者の危険物に対する責任が今まで以上に問われることになる。

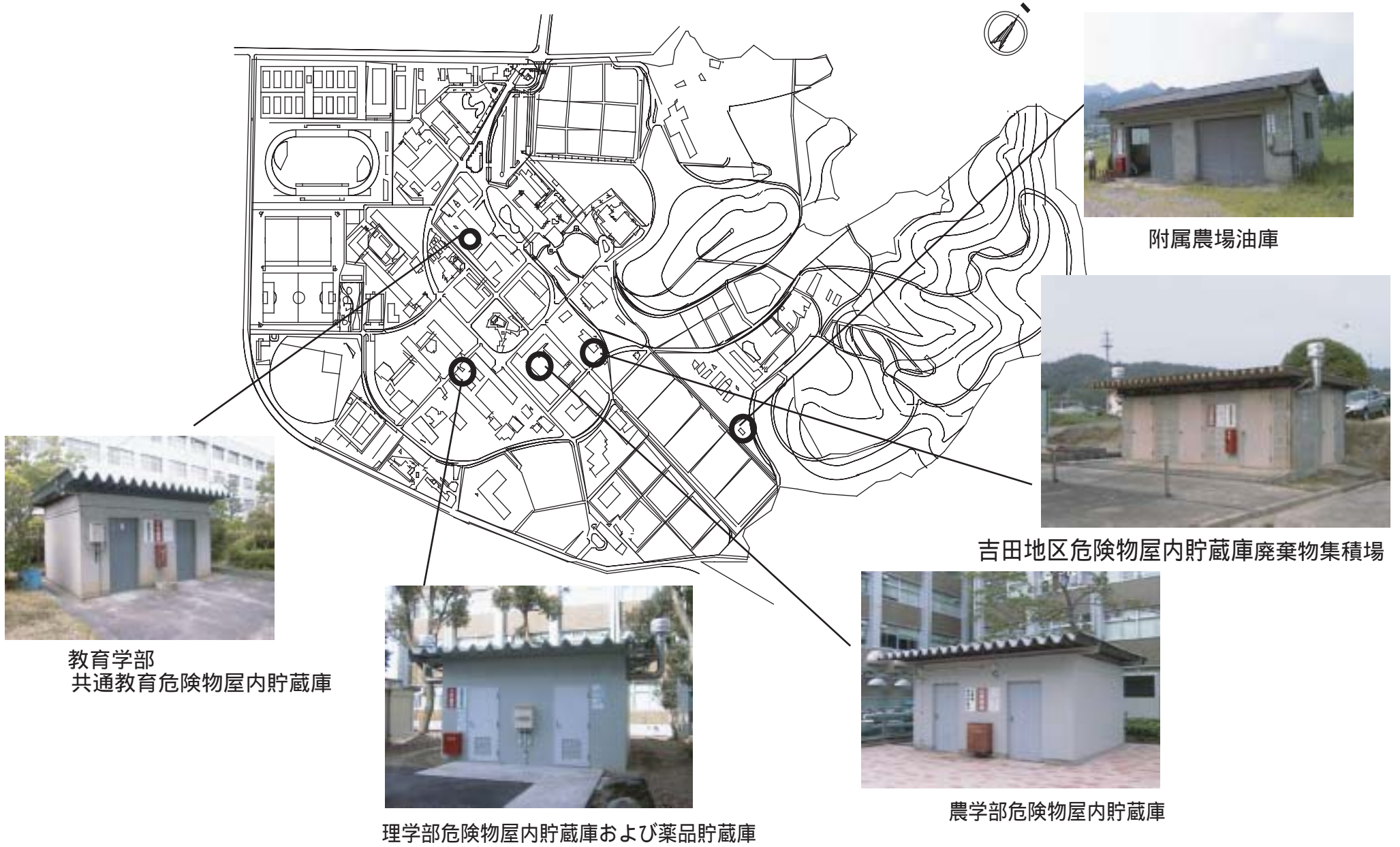


図1 吉田地区危険物屋内貯蔵庫および薬品庫の設置場所

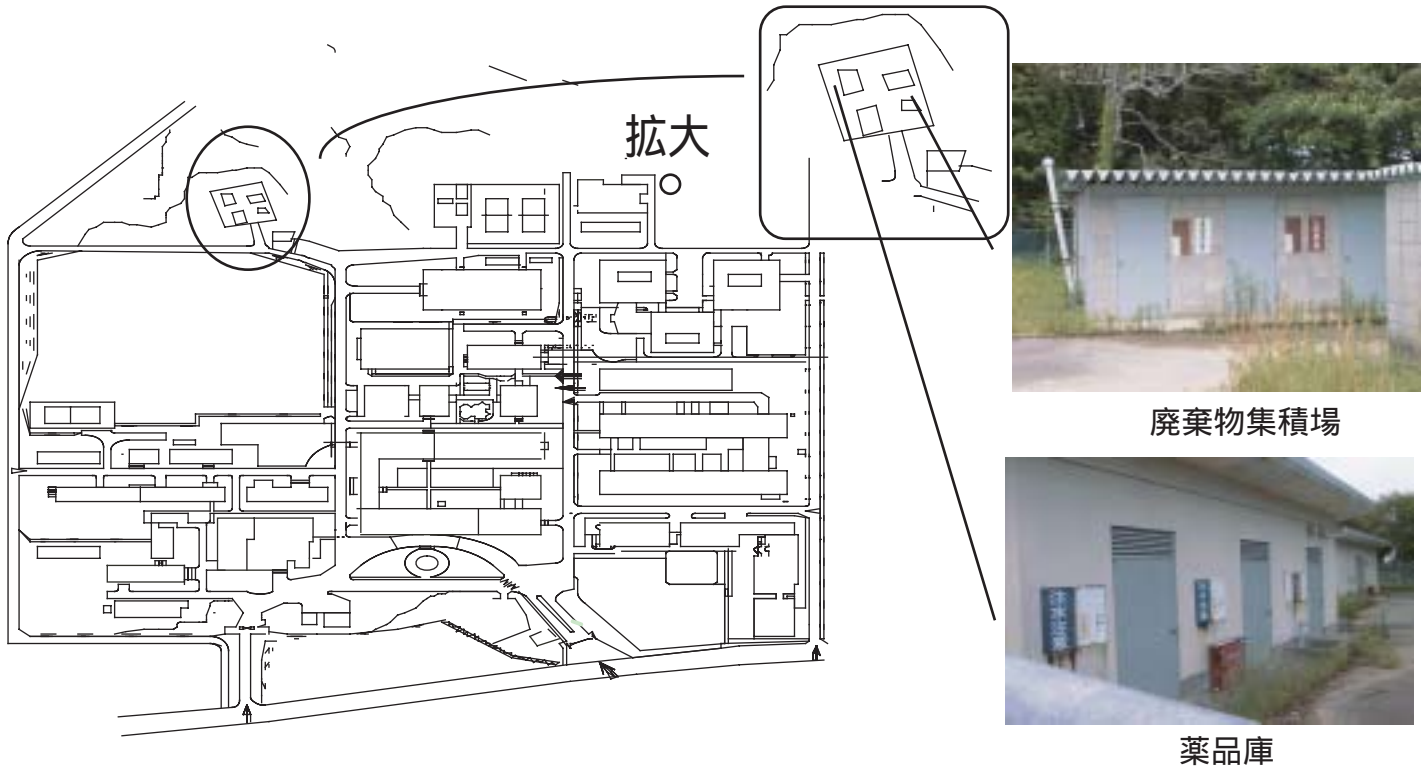


図2 常盤地区危険物屋内貯蔵庫および薬品庫の設置場所

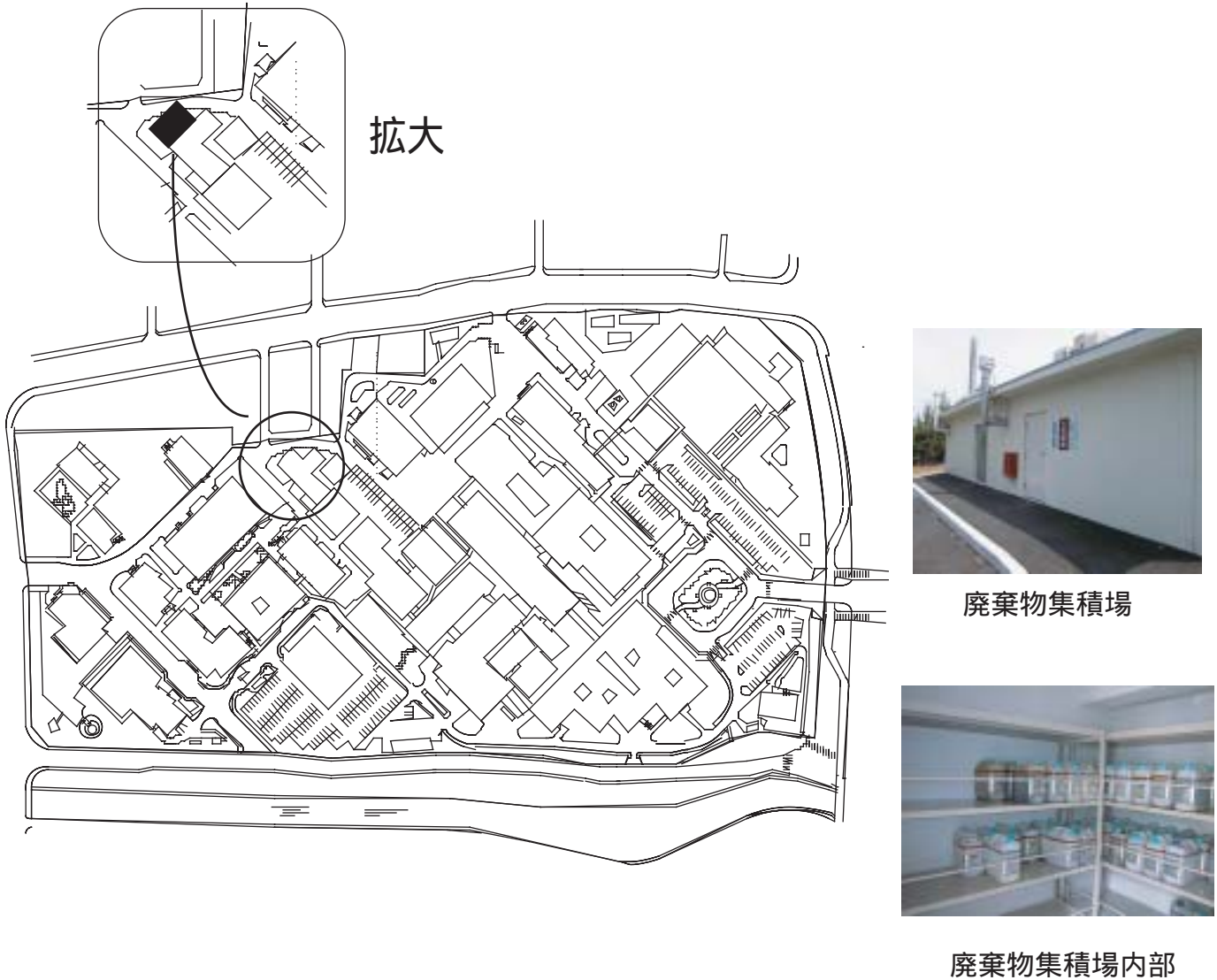


図3 小串地区の危険物屋内貯蔵庫および薬品庫の設置場所